

今回の新型コロナウイルス感染症に関して、健康医療部、市立とよなか病院の職員、関係者の方々におかれましては、通常業務に加えて、新型コロナウイルス感染症対策、対応に昼夜、土日祝日問わず、ご尽力頂いていることを改めて敬意と感謝の意を表しますとともに、くれぐれも皆さんが、心身共に体調を崩されないことを、また、一日も早い、事態が収束に向かうことを心から願っています。引き続き、事態の悪化を最小限に留め、早期収束に全力で取り組んで頂きたいと思ひますし、今回の経験を今後の感染症対策の教訓とすることは当然のこととは思ひますが、今までにないくらい国民の感染症に対する危機感、関心度は高まっており、この機会に感染症対策の重要性を意識づけ、根付かせることも考えて頂きたいと思ひます。

(健康医療部)

【市管理施設受動喫煙防止ガイドラインについて】

(質問)

4月から市管理施設受動喫煙防止ガイドラインが実施されますが、あらためて、ガイドライン実施の目的と期待する効果を教えて下さい。

<答弁>

当該ガイドラインの目的は、受動喫煙による健康への悪影響が科学的に明らかとなっていることに鑑み、健康増進法及び大阪府受動喫煙防止条例の趣旨に基づき、受動喫煙の防止に必要な環境の整備を促進することにより、受動喫煙による健康への悪影響を未然に排除することです。

(質問)

ガイドラインの対象施設に、公園は含まれていないようですが、その理由を教えてください。公園も対象施設にすべきと考えますが、合わせて見解をお聞かせください。

<答弁>

屋外は受動喫煙による健康影響について医学的エビデンスが確立されていないため、改正健康増進法においては禁煙等の措置は講じられておらず、当該ガイドラインは法と同様の取り扱いをしています。

(質問)

市管理施設の敷地内全面禁煙には大賛成ですが、一方で、禁煙施設や区域を設定することで、その禁止区域の周辺エリアでの喫煙が増え、受動喫煙やポイ捨て等の新たな課題が生じることが懸念されます。ガイドラインにも、

「市管理施設においては、受動喫煙による健康への悪影響を排除しなければならない。」と明記されており、市管理施設外での受動喫煙についてはあまり考えておられないのかと危惧します。ガイドライン実施により、禁煙区域の周辺への対応や対策については、どのように考えておられるのか、見解をお聞かせ下さい。

<答弁>

屋外であっても、人通りが多い場所においては、受動喫煙対策を講じる必要があると考えており、公衆喫煙所の設置等を関係部局と調整しながら進めてまいります。また、喫煙者への禁煙支援を積極的に行うことで、受動喫煙による周囲の人々の健康被害を防止する取り組みも行うとともに、他人に迷惑を及ぼすことのない喫煙マナー向上の啓発をより一層努めてまいります。

(意見・要望)

公園をガイドラインの対象施設に含めないことの理由として、「屋外は受動喫煙による健康影響について医学的エビデンスが確立されていないため」と答弁する一方で、「屋外であっても、人通りが多い場所においては、受動喫煙対策を講じる必要があると考えており、公衆喫煙所の設置等を関係部局と調整しながら進めていく」と答弁されました。公園もたくさんの方が集う場所、とりわけ、子どもたちが多く集う場所であることから、受動喫煙対策を講じる必要があると思います。子どもたちや子育て世代の方々が、安心して、気持ちよく過ごせる憩いの場に公園になることを最優先に考えて頂き、たとえ、ガイドラインの対象施設に公園を含まなくても、可能な公園から、公衆喫煙所の設置等を積極的に検討し、公園における受動喫煙対策にも尽力頂きたいと強く要望しておきます。

【ソーシャルインパクトボンドを活用した禁煙支援について】

(質問)

今年度からソーシャルインパクトボンドを活用した禁煙支援を開始していますが、事業当初の目標値と現状を教えてください。

<答弁>

事業者からの提案により目標値は参加者900人、禁煙達成率50%としてあります。参加者数については、令和2年1月31日現在で126人となっています。一方、達成率については、禁煙に至ったのち12か月時点の禁煙状況を測定しますので、正確な評価は出来ない段階です。個別の支援期間は異なりますが、現時点では参加者全体の約6割が禁煙を継続している状況です。

(質問)

参加された方の禁煙成功率は比較的高い水準のようですが、そもそもの参加者がなかなか集まっていないようです。その要因をどのように捉え、参加者が増えるよう市として何か行う予定はあるのでしょうか。

<答弁>

本事業の参加対象者は、市内在住者または在勤者としていますが、現在登録中の参加者の多くが市内在住者であり、在勤者へのPRが不足していると認識しています。そのため、今後は特に市内の事業所等を通して在勤者の方も参加頂けるよう働きかける予定です。また、募集にあたっては、資金提供者の協力も得ながら進めていきます。

(意見・要望)

受動喫煙対策として、「喫煙者への禁煙支援を積極的に行うことで、受動喫煙による周囲の人々の健康被害を防止すること」を挙げておられ、本事業は、参加すれば、かなり高い確率で禁煙が達成できるようですので、市としても、より一層、積極的に参加者を募って頂くよう要望しておきます。在勤者へのPRが不足しているとのことでしたが、そもそも市役所職員の中にも一定数の喫煙者がおられます。先週の代表質問では、平成30年度の職員健康診査の結果から、672人(12.0%)おられるとのことでしたが、市役所職員にも参加頂けるよう、積極的な働きかけを求めておきます。また、福祉事務所では、生活保護受給者等健康管理支援事業を実施し、生活保護受給者等の健康の保持増進と疾病の早期発見、早期治療に取り組まれています。生活保護受給者の中にも喫煙者はおられると思いますので、福祉事務所と連携して、禁煙プログラムへの参加を促し、健康の保持増進に努めて頂きたいと要望しておきます。

【たばこ施策に関する条例について】

(質問)

来年度、たばこ施策に関する条例を検討されるようですが、条例の制定により、どのようなことを期待しておられるのか、現時点で、具体的にどのようなことを条例に盛り込もうと考えておられるのか、制定や施行をいつごろと考えておられるのか、教えてください。

<答弁>

たばこ施策に関する条例の内容については、市管理施設受動喫煙防止ガイドラインの規制の範囲以外のところを補えるようなものを考えております。令和2年度中に制定し、一定の周知期間をおいて施行する予定にしております。

(質問)

条例を制定しても、単なる理念条例や、努力義務や意識啓発等の責務を盛り込むような条例では、あまり具体的な効果はなく、罰則規定等を盛り込むなど、具体的な受動喫煙防止に直接的につながる条例でなければ、あまり意味がないように思いますが、市の見解をお聞かせください。

<答弁>

具体的には、現状の路上喫煙の防止に関する条例を補完するような条例を検討しており、当該条例と同様条例に違反した場合は罰則を科す規定を検討しております。

(意見・要望)

路上喫煙の防止に関する条例には、罰則を科す規定はありますが、実際に過料を徴収した実績はありません。罰則を科す規定を検討されるのであれば、実際に、過料を徴収することを想定し、誰が、どのような形で徴収するのかその仕組みの構築もして頂きたいと要望しておきます。たばこ施策に関する条例の制定により、より一層、受動喫煙の健康への悪影響が未然に防がれるようになることを大いに期待しておきます。

【健康マイレージについて】

(質問)

おおさか健活マイレージ「アスマイル」を活用し、市独自ポイント制度を実施するようですが、予算額とその内訳、ポイントが付与される条件を教えてください。

<答弁>

アスマイルの予算額は国保特別会計と一般会計を合わせて1798万円でございます。内訳の主なものと致しましては、ポイント原資で920万円、システム関係で500万円、歩数計助成費として約20万円でございます。

ポイント付与の条件は、いずれも交換ポイントになりますが、3パターンございます。一つ目が、18歳以上の豊中市民が血圧測定結果をアプリに入力することでポイントが付与されます。二つ目が、30歳以上の国民健康保険加入者が市民健康診査を受診すること、三つ目が40歳・50歳代の国民健康保険加入者が特定健診を受診することです。これら健診受診者につきましては、自動的にポイントが付与される仕組みでございます。

(質問)

市独自ポイント制度を実施する狙いや目的を教えてください。また、具体的にどのような効果を見込んでおられるのか、事業の評価指標をどのように設定しているのかと合わせて、詳しく教えてください。

<答弁>

市独自ポイント制度を実施する目的は、生活習慣病の予防と健診受診率の向上です。保健所では、血管を若々しく保つことは全身の健康につながることから、「いきいき血管プロジェクト」として次年度は「高血圧」をテーマに掲げ、日々の血圧測定の習慣化を目指します。血圧測定のポイントを付与することで、血圧測定の継続や自身の健康管理に寄与し、健診受診のポイント付与は、受診促進に繋がるものと考えます。

本市では、特に40歳・50歳代の特定健診受診率が低く課題となっています。そこで、受診率の低い世代への働きかけと、30歳代から受診を促すことで健診の受診を後押しする効果があると考えます。なお、現在のところ血圧を測定している人の割合の把握は出来ておりませんが、今後は評価指標として、定期的に血圧を測定している人の割合の増加及び市民健診・特定健診の受診率の向上とします。

(質問)

市独自ポイント制度は何年間実施し続ける予定なのか、効果が生じないときは、毎年、ポイント付与条件を見直したり、制度の廃止もあり得るのか、教えてください。

<答弁>

市独自ポイント制度は、基盤となる大阪府健康づくり支援プラットフォーム整備等事業に則り、令和2年度下半期より開始し、令和4年度までの3か年を予定しています。令和4年度以降につきましては、大阪府が継続実施するのかを廃止するのかを視野に入れながら検討してまいります。

(質問)

ポイント付与条件の一つに、血圧を測ることがありますが、日常的に血圧を測ることが健康にどのような効果があるのか教えてください。

<答弁>

血圧は、ストレスや運動、気温等の条件により変動しやすい特徴があります。また、高血圧の大半は自覚症状がないため、健診等で指摘されても一時的なものとして判断し高血圧として認知しないことがあります。これらのことから、健診や医療機関等様々なところで測定することで早期の対応ができ、脳卒中や

心臓病などの重症化を防ぐことにつながります。

(質問)

体重計と異なり、血圧計を家庭でお持ちの方はかなり少ないと思いますが、どのようにして習慣的に血圧を測るようになると考えておられるのか、教えてください。そもそも、現時点で、どのくらいの市民の方が自分の血圧を意識して生活しているのでしょうか。血圧を意識して生活する方、日常的に血圧を測定される市民の割合が、市独自ポイントの付与を実施することで、どの程度、増えることを目指しておられるのか、教えてください。

<答弁>

血圧についての正しい知識と自分の血圧を知ることとして習慣的に血圧を測ることを普及させていきたいと考えております。平成30年度の市国保特定健診受診者のうち、高血圧に該当した割合は約4割でございます。この方たちには血圧をコントロールする意味でも生活習慣の改善や治療につなげて頂きたいと思っております。また、健診を受ける機会の少ない若い人でも自分の血圧を知っておくことが大切だと考えております。このことを踏まえ、市独自ポイントを付与することで、マイレージ対象の市民には血圧を測定してもらい広がることを期待しています。

(意見・要望)

健康マイレージ事業は、どうしてもポイント部分に興味や関心がいきがちになりますが、事業実施の目的は、生活習慣病の予防と健診受診率の向上であることをしっかりと念頭において事業を進めて頂かなければなりません。要は、普段から血圧測定を習慣的にしている方や、市民健康診査や特定健診を受診されている方が、今回の事業を通じて、ポイントを付与されても、事業効果としてはあまり意味がありません。これまで、測定や受診をしてこなかった方が、実施するからこそ、事業の意味があると思いますので、事業の評価指標として挙げて頂きました「定期的に血圧を測定している人の割合の増加や市民健診・特定健診の受診率の向上」が図れているのか、注視し続けて頂きたいと思っております。その上で、事業効果がなかなか得られない場合は、事業実施期間中であっても、ポイント付与条件を見直すなど、より事業効果が高まるように工夫をして頂きたいと要望しておきます。さらに、今回の質疑を通して、日頃から血圧を適正値に維持管理するよう努めることは、健康増進や病気の重症化の未然防止に非常に重要なことだということを学ばせて頂きました。しかし、血圧測定結果をアプリに入力することでポイントが付与されるだけでは、なかなか習慣的に血圧を測ることが普及していくとは考えにくいです。そのため、市民の方々が、体重やカロリーなどを気にすることと同様に、普段から血圧を意識するような危機意識を植えつける啓発も重要だと思っております。

さらに、血圧を身近な所で、簡易に測定できる環境整備にも力を入れて
頂きたいと要望しておきます。

(市立豊中病院)

【旧レストランスペースの活用について】

(質問)

1階にあるコンビニエンスストアについて、開設までの経緯と、事業者との契約内容、これまでの病院側の収入の推移を詳しく教えてください。

<答弁>

開設の経緯としましては、患者さんやご家庭の方などの来院者のサービス向上や病院職員及び委託業者の利便性を図ることを目的に平成26年度から開設しております。事業者との契約内容につきましては、公募プロポーザル方式により優先交渉権者を選定し、事業者としています。これまでの病院側の収入の推移につきましては、平成26年度から平成30年度までは、各年度、施設使用料は2175万3120円でした。今年度は、事業者を昨年再公募により施設使用料の変更を行っており、2150万2831円です。

(質問)

コンビニエンスストアの利用状況を把握している範囲で教えてください。また、利用者からの意見や要望を把握していれば、教えてください。加えて、現状のコンビニエンスストアに対して、どのような評価をされているのか教えてください。

<答弁>

利用状況としましては、直近年度である平成30年度は、41万3297人、月平均34441人です。利用者からの意見や要望につきましては、通路スペースが非常に狭いとの意見が圧倒的でしたが、令和元年9月にコンビニエンスストア内のイートインスペースを撤去し、通路スペースを広くしたことで、通行の余裕や商品の見易さなど利便性向上につながっていると考えています。

(質問)

コンビニエンスストアに隣接する旧レストランのスペースについて、伺います。まずは、そもそものレストランの設置経緯や、運営主体、利用状況、病院としての収支について、詳細を教えてください。また、休止後、どのような活用がなされ、今後の活用策について、何か検討されていることがあれば教えてください。

<答弁>

レストランにつきましては、外来患者、見舞い客への利便性を図ることを

目的に設置していましたが、運営会社が平成29年3月末に倒産したため、再度募集を凶ったものの参加者が不在で、令和2年現在レストラン事業は再開していません。

利用状況としましては、年間約66000人で、施設使用料は129万6000円です。現在の活用方法についてですが、レストラン再開の目途が立っていないことから、暫定的に イートインスペース及び休憩スペースとして活用しているところです。

(質問)

個人的には、現在のコンビニエンスストアのスペースは少し狭いように感じており、コンビニエンスストアの陳列商品を増やしてもらったり、再び、イートインスペースを 設けてもらえたりすると、病院関係者や利用者にとってメリットがあるように思います。施設使用料の増額も見込めるかと思いますが、旧レストランのスペースもコンビニエンスストアに活用してもらうことを検討してはどうかと考えますが、見解をお聞かせ下さい。

<答弁>

旧レストランのスペースも含めた1階・外来フロアは、病院建設から23年が経過する中で、当院を取り巻く医療環境も大きく変化してきております。コンビニエンスストアのスペースとして拡張してはどうかのご提案ですが、活用につきましては、1階フロア改修等全体の計画を立てる中で、来院者サービスの向上に資する整備について検討したいと考えています。

(意見・要望)

1階フロア改修など計画を立てる中で、来院者サービスの向上に資する整備について検討したいとのことでしたが、コンビニエンスストアの拡張は、陳列商品の量も種類も増え、来院者にとっても、入院患者にとっても、病院関係者にとっても、コンビニ事業者にとってもメリットがあるように思いますので、ぜひ、スペースの有効活用策の一つとして、検討して頂きたいと要望しておきます。また、旧レストランのスペースをいつまでも現状のようにフリースペースとしておくことは、非常にもったいないと思いますので、1階フロア改修等全体の計画の策定と合わせ、早期のスペースの有効活用案を明示し、可能な限り早急にスペースの有効活用を強く要望しておきます。

【AI 問診について】

【オンライン診療について】

(質問)

ここ最近、AI 問診を採用する医療機関が増加してきています。AI 問診を利用し、患者がタブレット端末に症状を入力すると、電子カルテにデータが

反映され、医師の業務効率の向上や患者の待ち時間の短縮につながっているようです。また、医師と患者が対面で話す際、基礎情報のやり取りが省けるため、対話時間が十分に確保できるというメリットもあるようですが、AI問診の今後の活用についての見解をお聞かせ下さい。

さらに、2018年の診療報酬改定で、保険診療での診療報酬点数が新設され、対面診療との組み合わせなどを条件にテレビ電話を用いた診療方法が可能になりました。それに伴い、オンライン診療サービスを導入する医療機関が徐々に増えてきています。オンライン診療は、予約から問診、診察、処方、決済までを全てインターネット上で行う診療方法です。オンライン診療に対する見解と、今後の導入の可能性についての見解をお聞かせ下さい。

<答弁>

ご質問のAI問診につきましては、現在大学病院等において、医療従事者の業務負担軽減の一つとして試験的に導入が進められているものであり、また、オンライン診療については、医療資源の少ない地域における診療に活用されているものでございます。今後の導入の可能性につきましては、令和2年4月の診療報酬改定の基本方針においてもICTの利活用の推進について示されていることを踏まえ、今後の動向を注視しながら、調査・研究してまいりたいと考えております。

(意見・要望)

AI問診を活用することで、診療科の機械的な振り分け、トリアージ支援、問診の多言語対応など、様々な効果や課題への対応も期待できるのではないかと思います。市では、事務の効率化による市民サービスの向上を目的にRPAやAI-OCRの幅広い導入を検討されているようですので、ぜひ、市立とよなか病院として、AI問診の導入について調査、研究をして頂きたいと要望しておきます。

オンライン診療を導入することで、診療の効率化が図れ、患者にとっても医師にとっても負担を軽減できることが期待されます。また、患者の通院負担の軽減にも効果があると思います。さらに、待合室で二次感染するといった院内感染の防止にもつながります。今回の新型コロナウイルスのような感染症が発生している際にも、有効な診療手法となるかも知れません。また、オンライン化が進むことで、患者の様々なヘルスデータのデジタル管理もより進むことが想定されます。ぜひ、市立とよなか病院でも、オンライン診療（遠隔診療）サービスの導入に向けて、調査、研究を進めて頂きたいと要望しておきます。

【看護師の残業時間の削減について】

(質問)

現在の看護師の時間外勤務の実態を教えてください。また、時間外勤務の削減について、これまでどのような取組みをされてきたのか、教えてください。

<答弁>

まず、当院看護職員の時間外勤務の状況につきましては、今年度、12月までの実績で申し上げますと、月平均、一人当たり16.6時間（年平均、一人当たり約200時間）となっております。次に、これまでの時間外勤務削減に向けた取組みについてですが、病棟業務の内、必ずしも看護師資格がなくてもできる業務について、看護補助や事務を行う職員を配置し、その業務の軽減を図り、看護業務に専念できるような環境を整えてまいりました。また、入院患者に対する栄養管理や薬剤管理、退院支援業務についても、管理栄養士や薬剤師、メディカルソーシャルワーカーへ業務移管を行い、その軽減に努めてきたところでございます。

(質問)

熊本地域医療センターでは、看護師の日勤と夜勤の制服を色分けし、残業時間の削減につなげる取組みをされています。具体的には、日勤の制服を赤、夜勤を緑にしたところ、これまで一人あたり年約110時間あった残業が、現在では、約20時間と5分の1まで減ったそうです。服装で色分けされていることで、勤務終了が近い人には新たな仕事を声掛けしないと効果や、残業すると色違いの制服が目立って、個々人も定時退勤を心がけるようになったそうです。ちなみに、この取り組みは、昨年日本看護協会の先進事例表彰で最優秀賞を受賞されています。さらに、音楽で終業1時間前を知らせる仕組みをつくったり、職員の病欠や患者の容体急変で人手が不足する場合に備え、複数の診療科の業務をこなせる看護師の養成や日常的な人材交流の推進などにより、業務支援体制の強化にも取り組んでおられます。今回提案した、看護師の残業時間の削減、定時退勤の推進策について、市立とよなか病院としても積極的に導入を検討してはとありますが、見解をお聞かせ下さい。

<答弁>

「時間外勤務の削減」ならびに「定時退勤の推進」は、働きやすい環境づくりや人材確保も含めて、たいへん重要な課題であると認識しております。

ご提案のうち、「複数の診療科業務をこなせる看護師の育成」や「日常的な人材交流の推進」につきましては、当院においても、多様な職員の育成を図る観点から、定期的にジョブローテーションを実施するとともに、一部の職員については、配属先以外の職場での業務も兼務させるなどの取組みを行っており、これらの取組みを通じまして、緊急時においても、組織横断的に支援できる体制づくりに努めております。

「制服の色分け」と「終業時間前の音楽でのお知らせ」につきましては、実際行うにあたっての課題等を整理しながら、その他の先進事例も含めて調査・研究を進めてまいりたいと考えております。

(意見・要望)

複数の診療科業務をこなせる看護師の育成については、その人数、割合を増やしていけるよう、今後も積極的に行って頂くことを要望しておきます。また、制服の色分け等の取組みについては、ぜひ、実施に向けて前向きに調査研究を進めて頂きたいと要望しておきます。

熊本地域医療センターが実施した労務改善は、看護師が産休や育休を取りやすい環境にもつながり、離職率が1割未満に半減し、働きやすい職場との評価が採用面でもプラスに働いているとのことです。是非とも、市立とよなか病院としても、様々な 先進事例、有効事例を参考にして頂き、看護師の労務改善、職場の魅力向上に努めて頂きたいと強く要望しておきます。

(人権政策課)

【性的マイノリティの人権について】

(質問)

市として、性的マイノリティ（少数者）をどのように捉えておられるのか教えてください。また、性の多様性が尊重され、誰もが自分らしく生きることが出来る社会の実現や、性的指向や性自認の多様性に対する市民の理解促進は、市として重要かつ必要な課題だと考えますが、市の見解と、これまでどのような取り組みをされてきたのか、教えてください。

<答弁>

性の自認及び性的指向は様々であり、LGBTをはじめとした性的マイノリティの人権を尊重し、多様性を認め合う意識の醸成を図り、配慮を図ることが必要と考えております。本市では、第2次男女共同参画計画で、性的マイノリティの人権尊重を位置付け、とよなか男女共同参画推進センターすてっぷや人権まちづくりセンターなどにおいて、講座やパネル展等の市民啓発を実施しています。また、性的マイノリティをテーマとした市職員の人権研修も年々増加しており、関心が高まってきていると認識しています。

今後も様々な取り組みを通じて、性的マイノリティの人権尊重と性の多様性について、市民への理解を浸透させていくため、努めてまいります。

(質問)

大阪府は、性の多様性についての理解促進を図るため、昨年10月に『性の多様性理解増進条例』を施行しました。また、そのような取り組みの一環として、パートナーシップ宣誓証明制度も実施しています。大阪府だけでなく、大阪市や堺市、枚方市など府内のいくつかの市でも同様の制度が実施されています。中野区でもユニバーサルデザイン推進計画の個性や多様性を大切にする意識づくりの項目の中に、性的少数者に対する理解促進があり、その具体的取り組みとして実施されています。全国的にも、実施自治体が増えています。このような動きに対して、市はどのように考えておられるのか、さらに、市として同様の条例の施行や制度の実施は考えておられないのか、教えてください。

<答弁>

府と各市の制度設計は、対象者や対応する施策が少しずつ異なっております。本来、同性婚についての考え方や法的整備と対応は、国が行うべきであり、本市も大阪府市長会を通じて国に要望しているところです。今回、大阪府がパートナーシップ宣誓証明制度を実施することにより、豊中市民も宣誓対象者となるため、市で適用可能な行政サービスについて、他自治体の動向を把握しながら、進めてまいります。

(意見・要望)

大阪府では、大阪府又は大阪府内の自治体がパートナーシップ宣誓したことを証明した書類で確認できれば、パートナーシップ関係にある方が府営住宅に入居可能になるよう入居資格要件を拡大されています。また、中野区によると、「宣誓することによって、法律上の権利・義務を付与する効果はないものの、区としては多様な生き方、個性や価値観を受け入れることのできる地域社会の実現に向けた区の姿勢を明らかにすることができる」とともに、宣誓者からは、二人の関係を対外的に説明する際にパートナーシップ宣誓書及び確認等受領証が活用できたという声もある」とのことでした。更に、現在、受領証の具体的な提示先・活用事例等について、宣誓者向けのアンケート調査を実施するとともに、宣誓者への行政サービスのあり方について検討しているとのことでした。ぜひ、豊中市として、大阪府のパートナーシップ宣誓で証明されたパートナーシップ関係にある方々が受けられる行政サービスと同等の市のサービスについては、受けることができるような対応や要綱の見直し等を早急にして頂きたいと要望しておきます。また、市として、多様な生き方、個性や価値観を受け入れることのできる地域社会の実現に向けた市の姿勢を明らかにすることは非常に意義のあることだと思いますので、パートナーシップ宣誓証明制度をはじめ、何らかの条例や制度において、市の姿勢を明らかにすることを前向きに検討頂きたいと強く要望しておきます。

【ユニバーサルデザイン推進条例について】

(質問)

今年度の当委員会の視察で、東京都中野区に伺いました。中野区は、全ての人が自らの意思で、自立して活動し、自己実現できる環境を段階的・継続的に整備することを通じて、全員参加型社会と地域の活性化を実現することを目的に、2018年4月から中野区ユニバーサルデザイン推進条例を施行されています。条例の目的を達成するため、『ユニバーサルデザイン推進計画』を定め、5か年計画として、取り組みを進めています。この計画の特徴としては、基本理念ごとに目指すべき将来像を定め、取組の状況を広く区民に公表する(取組の見える化)ことや、ユニバーサルデザインの認知度及び理解度を、定期的に区民意識調査を実施することで把握すること、区民との協働により区有施設の改修箇所を点検することなどが挙げられます。また、基本理念についても、ハード(支障なく円滑に利用できる都市基盤・施設の整備の推進)、ソフト(平等かつ円滑に利用できる商品・サービスの提供の推進)に加えて、ハート(一人一人の個性や多様性が理解され、かつ、尊重され、様々な人が支え合うための理解の促進)を掲げられています。豊中市でもユニバーサルデザイン推進条例の制定、ユニバーサルデザイン推進計画の策定などを通して、市内外に市としての目指すべき将来像を示し、ユニバーサルデザインに関する取組の見える化を図り、年齢、性別、個人の属性や考え方、

行動の特性等に関わらず、全ての人が利用しやすいようソフト面、ハード面、ハート面で、あらかじめ考慮や配慮された都市基盤及び生活環境が整えられるまちづくりをしていくことは理想的ではないかと思いますが、市の見解をお聞かせ下さい。

<答弁>

本市におきましては、市民一人ひとりの個性や人権が尊重され、人間らしく豊かに生きることができる社会を実現するため、平成11年4月に「人権文化のまちづくりをすすめる条例」を制定しました。条例第2条市の役割の中で、人権尊重の視点をあらゆる施策に生かし、人権意識の高揚に努め、人権文化のまちづくりを進める施策を推進すると定め、取り組んでいるところでございます。

(福祉部)

【豊中市手話言語アクションプランについて】

(質問)

今年度、豊中市手話言語アクションプランを策定されましたが、あらためて、アクションプラン策定の目的やねらいを教えてください。加えて、次年度以降、どのような形で、施策展開を考えておられるのか、教えてください。

<答弁>

手話言語アクションプランにつきましては、手話が言語であるという認識の下、聴覚障害者のほか、市民がより多くの機会の手話を使用することのできる社会の実現を目指すことを 目的に策定したものでございます。

また、「手話で人と人がつながる社会の実現」を最終目標に、段階的な基本目標として「手話が言語であることを広める」こと、「手話で発信・手話を習得する土台をつくる」の2点を掲げております。

また、来年度から取り組む手話に関する事業でございますが、手話を身近に感じて楽しんでもらえる「手話フェスティバル」の開催をはじめ、本市が開設している YouTube の動画への手話映像の挿入や、「手話入門講座」などの取組を予定しております。

(質問)

手話言語条例を制定している自治体もありますが、手話言語条例に対する市の見解及び条例制定の可能性について教えてください。

<答弁>

いわゆる手話言語条例に対する見解ですが、大阪府が平成29年に手話言語条例を制定しているため、本市では、普及に長期間を要する手話に関する施策を総合的かつ計画的に推進する「手話言語アクションプラン」に基づき、実効性のある施策をまずは進めてまいります。

また、条例制定の可能性でございますが、音訳や要約筆記、点字等、手話以外の障害特性にも配慮した条例を制定している自治体もあることから、今後、他市の状況も参考にしながら条例制定の必要性も含め検討していきます。

(意見・要望)

条例制定の必要性も含めて検討されるということでしたので、手話言語アクションプランで示された、聴覚障害者のほか、市民がより多くの機会の手話を使用することのできる社会の具現化に向けた施策を積極的に展開して頂くことを要望しておきます。

今年の夏、スターバックスコーヒーが日本で初めてとなる手話が共通言語の店舗をオープンする予定だそうです。聴覚に障害のある従業員を中心に、手話を主なコミュニケーションの方法として使用し、店舗を運営されます。

「多様な人々が自分らしく過ごし活躍できる居場所の実現を目指す」、「手話の他に動きを見る、表情を見るといった『話す』以外の機会に触れて頂くことで、言葉だけでなくも繋がれる、理解できるということを伝えていきたい」といった素晴らしい目標を掲げておられます。ちなみに、手話は英語で「Sign language」と言いますが、手話を共通言語とする店舗は「Signing store」と呼ばれているそうです。実効性のある施策を進めていくとのことでしたが、ぜひ、豊中市としても、手話が共通言語となる空間や機会の創出を検討頂き、Signing government を目指して頂きたいと要望しておきます。

【要介護認定について】

(質問)

ここ数年の認定申請を受けて要介護認定を行った方の数の推移を教えてください。また、申請を受けてから、認定区分が決定されるまでの流れと、認定までに要している日数を教えてください。

<答弁>

認定申請に基づき、要介護認定を行った人数（第2号被保険者を含む）の過去3年間の推移は、平成28年度は21815人、平成29年度は21662人、平成30年度は17417人です。

認定申請受付後の流れは、まず認定調査員による認定調査を行うとともに主治医意見書を入手し、それらをもとにコンピュータによる全国統一の一次判定を行います。次に、介護認定審査会におきまして、一次判定結果及び主治医意見書、調査員が個々の生活環境や細かな身体状況から介護の手間等を記載した調査票を基に審査判定を行います。最後に、その結果に基づき、市が要介護認定を行います。

認定までに要する日数については、平成30年度は約31日です。

(質問)

コンピュータによる一次判定を介護認定審査会で、認定区分を変更した割合は、ここ数年、どのくらいの割合で推移しているのか、教えてください。また、変更したケースのうち、一次判定より、介護度を引き下げた割合と引き上げた割合は、どれくらいになっているのか、合わせて教えてください。

<答弁>

介護認定審査会において、一次判定から二次判定を変更した割合の過去3年間の推移は、平成28年度は約9.3%、平成29年度は約8.8%、平成30年度は約8.7%です。

平成30年度実績で二次判定を変更したもののうち、一次判定から介護度を引き下げた割合は約0.2%、引き上げた割合は約8.5%です。

(質問)

ある新聞記事によると、要介護認定を巡り、市区町村の99%が全国共通の判定を2次審査で変更しており、申請件数に占める変更比率は自治体でゼロから41%までばらつきがあることが分かったとのことでした。記事では、このことは、同じ身体状態でも利用できるサービスが地域で異なることを意味し、自治体は独自の判断理由を住民に周知しないと、公平性が保てなくなると指摘されています。介護認定審査会で、介護度を引き下げたケースで多く見られる理由と、引き上げたケースで多く見られる理由をそれぞれ、いくつか教えて下さい。

<答弁>

介護認定審査会では、認定調査票の特記事項及び主治医意見書に基づき、通常の例に比べて介護の手間がより「多い」または「少ない」と判断した場合に一次判定を二次判定で変更できることになっています。

当市の審査会において介護度を引き下げた例といたしましては、「室内移動の際に手を添える、体幹を支えるなどの介助を行っていることが多いが、体調の良い日は見守りだけを行っている」など、通常の例に比べて介護の手間が少ないと判断した場合などです。

また、介護度を引き上げた例と致しましては、「毎日一人で玄関から自宅の外に出てしまうため介護者が毎回のように探しに出ている」など、通常の例に比べて介護の手間が多い判断した場合、あるいは、「外出の際に家族が付き添って手引きをしている」など、調査項目にないため一次判定では反映できない介護の手間が具体的に発生している場合などです。

(質問)

コンピュータによる一次判定を二次審査で変更すると、同じ身体状態でも利用できるサービスが地域で異なることになるという指摘に対して、市の見解をお聞かせ下さい。

<答弁>

介護認定審査会における審査は、国が定めた介護認定審査会運営要綱に基づいて行うことになっており家族介護者の有無や病名など介護の手間の

多寡に関係のない独自基準を地域で設けて二次判定を変更することは適切ではないと考えます。

(質問)

郡山市は、要介護認定事務に関して、認定調査票の調査結果の確認作業に AI を活用し業務改善を目指して、実証実験を昨年 12 月に開始されました。豊中市としても、AI を活用し、事務の正確性や効率化、時間短縮を図ることを目指して、要介護認定作業に AI を活用することを調査、研究してはと考えますが、見解をお聞かせください。

<答弁>

郡山市の実証実験は、認定調査票の「基本調査」の選定内容と「特記事項」の記述内容の整合を確認する事務において、人口知能 (AI) を活用するものです。これまで職員が行っていた確認作業を AI が行うことで判定の正確性を高め、対象者への通知を早めるとともに、職員の負担軽減にもつながると期待されています。今後も認定申請は増加する見通しで、要介護認定の質の担保と効率化の両立は課題であることから、引き続き、AI 活用に向けた先進都市の取り組みを注視してまいります。

なお、今年度、事務効率化等の観点から当市で実施している RPA の実証実験において、要介護認定事務についても検討を行っております。これらの結果も踏まえ、今後も効率化等に向けた調査・研究を進めてまいります。

(意見・要望)

介護認定の申請件数は、今後も増加することが見込まれており、要介護認定の質の担保は当然のことながら、同時に、AI や RPA の活用を積極的に模索し、職員の事務や作業の効率化を図って頂き、聞き取り調査や個々の状況に応じた判断など、人間でしか出来ないきめ細かな業務の時間を出来る限り確保できるよう努めて頂きたいと要望しておきます。

(市民協働部)

【WI-FI の整備について】

(質問)

来年度から、庄内出張所において、公衆無料 Wi-Fi を導入するそうですが、予算額及び導入の理由や目的、事業者の選定方法について詳細を教えてください。

<答弁>

初期費用として約2万円、ランニングコストは月々約7千円を計上しております。

導入の目的として、来所者が手続きの合間にモバイル端末を使ってインターネットで情報収集等をして頂きながら待ち時間を有効活用して頂くことと、Wi-Fi 環境下で携帯型通訳機を導入することにより、来所する外国人とのコミュニケーションをスムーズにすることです。事業者については、ランニングコスト、通信速度、多言語を用いたログイン方法など提供されるサービス内容を考慮して選定したいと考えております。

(質問)

千里コラボには、既に無料の公衆 Wi-Fi が導入されていると思いますが、利用状況はどうなっているのか教えてください。また、導入の効果等についてどのように評価されているか、見解をお聞かせ下さい。

<答弁>

千里文化センター2階部分に設置していますフリーWi-Fi の利用状況につきましても、月平均認証数は2438件となっており1日平均の認証件数は約81件となっております。

効果につきましても、2階部分の「コラボカフェ」「フリースペース」の利用者や外国人市民の方々への情報提供サービスの一環として、また新千里出張所での手続きの処理にかかる待ち時間の有効活用に活用頂くなど、様々な利用者の利便性の向上と満足度アップにつながり、千里文化センター「コラボ」の魅力をさらに高めているものと考えております。

(意見・要望)

千里、庄内両出張所共に、無料の公衆 Wi-Fi 設置については、非常に好意的に捉えておられます。来庁者の待ち時間の有効活用や外国人市民の方々への情報提供サービスの一環等、様々な形で市民の利便性の向上、満足度アップにつながっています。また、来所する外国人とコミュニケーションをスムーズにする等、職員の方々にとっても、有用なものだと思います。両出張所よりも、はるかに本庁舎の市民課窓口に来庁される市民の数の方が

多いように思いますし、同様の無料 Wi-Fi の設置を是非とも前向きに検討頂きたいと思っておりますし、場合によっては、市民課単独ではなく、行政総務課などにも働きかけ、市として、本庁舎にも公衆無料 Wi-Fi の整備を行って頂くことを強く要望しておきます。

【オリジナル婚姻届について】

(質問)

今年度の途中に、オリジナル婚姻届を作成されましたが、その理由、目的を教えてください。また、今年度の発行状況や利用者の反応を教えてください。

<答弁>

豊中市窓口サービスの基本方針を踏まえ、窓口サービスの充実を図るとともに、本市の魅力発信を目的とし、本市に由来するデザインを施すなど工夫を凝らした複写式の「豊中市オリジナル婚姻届」を作成するとともに、併せて婚姻届に伴う手続き、また本市の魅力あるスポット等を掲載した「婚姻手続きハンドブック」を作成しました。次に、オリジナル婚姻届は、配布を開始した令和元年10月から令和2年2月末までに約1300枚発行しています。利用者からは「デザインがかわいい」、複写式であることから、「記念に持ち帰ることができありがたい」といったご意見を頂いております。

(意見・要望)

前市長の時は、あまり前向きな答弁を頂けなかったですが、今年度、オリジナル婚姻届を作成して頂いたことは大変、嬉しく評価しております。ただ、さらに、そのオリジナル婚姻届に魅力発信や産業振興といった付加価値を付けて頂けないかと思っております。東京都立川市では、プレミアム婚姻届を1000円で販売しています。婚姻届が、台紙セットになっており、そのまま写真立てやウェルカムボードとしても利用できるものとなっています。公益財団法人日本デザイン振興会主催の「2019年度グッドデザイン賞」も受賞されています。このプレミアム婚姻届は、「夫婦になる記念をよりスペシャル」なものにするため、プレミアム婚姻届を提出した二人の門出を、市をあげてお祝いするため、市内の20以上の商店が素敵な特典を用意して、おもてなしをしています。具体的には、婚姻届を提出した日から1年間、ワインや料理、デザートプレート、写真撮影などの特典で二人を祝福しています。既存のオリジナル婚姻届も悪くはありませんが、魅力創造課や産業振興課などと連携し、立川市のようなプレミアム婚姻届を販売し、豊中市の魅力や市内産業や商店のPRにつなげて頂くことを強く要望しておきます。

【おくやみ窓口とおくやみハンドブックについて】

(質問)

市民の死亡数の推移を教えてください。また、親族が亡くなった際に遺族が市役所で 行う手続きはどの程度あるのか、一般的な手続きの流れを教えてください。

<答弁>

過去3年間の死亡数の推移は、平成28年度末が3573名、平成29年度末が3680名、平成30年度末が3763名です。

次に、親族の死亡により遺族が市役所で行う一般的な手続きは、ほぼ100%葬儀業者が代行されている死亡届及び火葬執行の手続きに始まり、国民健康保険等加入者の場合は各種保険証の返納手続き及び葬祭費の支給手続き、国民年金加入者の場合は、未支給年金の手続きとなります。

(質問)

遺族の市役所での煩雑な手続きを迅速化するための取組みを進める自治体が出てきています。具体的には、遺族が行う年金や税などに関する手続きをまとめた「おくやみハンドブック」を作成している自治体や、「おくやみ窓口」を開設し、関係各課に職員が同行して次の窓口を案内する等のサービスを提供されている自治体があります。各課で必要となる書類に名前や住所を一括で印字し、遺族の負担を減らす工夫をされている自治体もあるようです。豊中市の現状と、このような取組みの必要性についての見解をお聞かせ下さい。

<答弁>

本市の現状と致しましては、遺族が市役所で必要な手続きに関する情報及びその他行政機関の問合せ先を纏めたパンフレット「おくやみハンドブック」を作成し配布しています。また、あわせてホームページによる案内も行っています。

「おくやみ窓口」につきましては、今後、より遺族の負担軽減につながるよう他市の取組みについて調査、研究するとともに、現在のパンフレットの充実も含め窓口サービス向上を目的とする「窓口サービス検討委員会」において、関係部局と連携・調整を図り取組んでまいります。

(意見・要望)

既に、おくやみハンドブックは作成、配布されているとのことでしたが、より分かりやすさや読みやすさなどとともに内容の充実に努めて頂きたいと要望しておきます。おくやみ窓口については、調査、研究するとともに関係部局と連携、調整を図り取り組んでいくとのこと、理解しました。今後

数年は、死亡者数が増加する見込みとなっていますし、市役所内外での手続きにおける遺族の方々の不安や負担の軽減に向けて今後も積極的に取り組んで頂くことを要望しておきます。

【住所変更に伴う総合窓口について】

(質問)

昨年11月より、住所変更に伴う総合窓口が開設されました。改めて伺いますが、この総合窓口で行える手続きを教えてください。また、開設後の市民の反応や市としての業務効率に対する市の評価を教えてください。

<答弁>

総合窓口で行える手続きは、住所変更に伴う国民健康保険・後期高齢者医療制度・介護保険・児童手当・子ども医療費助成の資格異動手続きです。

総合窓口開設により、住所変更手続きに来庁された約9割の方が第一調査1階で手続きを終えることになり、「便利になった」との声も寄せられ、市民サービスの向上につながっていると考えます。

(質問)

引っ越しに伴う手続きで、総合窓口が開設後も、別の窓口や別フロアに移動して行わなければならない手続きがあれば教えてください。また、そのような手続きについても今後、集約化を目指す予定があるのか、教えてください。

<答弁>

住所変更に伴う総合窓口で取り扱っていない手続きとしては、ひとり親家庭医療や児童扶養手当、福祉関係等の手続きがあります。これらは、住所変更に伴う手続きとしては、個別の相談的要素が強いことから、引き続き各担当課の窓口で受付することが適切であると考えます。また、集約化については、庁舎のスペース確保の観点から困難と考えています。

(意見・要望)

住所変更に伴う総合窓口で取り扱っていない手続きの理由については、理解しました。市民窓口の利便性がどんどん高まり、より一層、市民の評価が高まっていくことを期待しておきます。

【(仮称)南部コラボセンターと
(仮称)庄内さくら学園の連絡橋について】

(質問)

(仮称)南部コラボセンターと(仮称)庄内さくら学園の連絡橋(デッキ)について伺います。(仮称)南部コラボセンターと(仮称)庄内さくら学園は、デッキでつなげる設計となっていますが、デッキでつなげる理由や目的、効果を教えてください。

<答弁>

2階部分において両施設を接続する理由や目的につきましては、両施設の有機的な機能連携をハード面から強化するためです。効果につきましては、(仮称)南部コラボセンターの2階に配置する図書館や家庭学習支援、教育相談などの各機能と学校との連携がスムーズに遂行できたり、両施設の間に再整備する挨拶ロードの一部に屋根を架けることが出来たりし、円滑な人の移動や憩いの場の創出に寄与するものです。

(質問)

接続する2階部分の両施設の出入口(扉)は、普段は、施錠しておき、必要な時に開錠して、通行できるようにすると伺っていますが、その理由と管理や運用の詳細を教えてください。また、どれくらいの利用者を想定しているのか、教えてください。

<答弁>

両施設は性質が異なり、それぞれにおいてしっかりとしたセキュリティが必要であることから、通常は扉を施錠し、人の往来を制限します。

両施設の機能連携を図る際は、市職員や教職員が扉を開錠し、自らデッキを利用したり、児童生徒を引率したりします。

なお、デッキの利用者数につきましては、算出が困難ですが、市職員や教職員が日常的にデッキを利用したり、授業において(仮称)南部コラボセンターの施設を活用したりすることを想定しています。このため、相当数の利用者を見込んでおり、効率的な移動手段として有効に機能するものと考えています。

(意見・要望)

セキュリティ対策のために施錠が必要なことは理解できますが、日常的な利用、しかも相当数の利用者を見込んでおられるデッキを施錠して使用することには違和感があります。両施設の有機的な機能連携を強化し、学校と(仮称)南部コラボセンターの図書館や家庭学習支援、教育相談などの各機能との連携がスムーズに遂行できる効果を期待されておられ、デッキの利用は

授業で（仮称）南部コラボセンターの施設を活用することを想定されているとのことでしたが、児童が授業で（仮称）南部コラボセンターの施設に行く可能性がある場所は図書館くらいです。学校図書館がある中で、どれだけ授業で、（仮称）南部コラボセンターの図書館を利用するのでしょうか。一方、市職員や教職員が家庭学習支援や教育相談などで、日常的にデッキを利用するとしても、市職員や教職員だけが両施設を行き来するだけであれば、わざわざ施錠型のデッキを整備する必要はないように思います。デッキは、効率的な移動手段として有効に機能するものと考えているとの答弁でしたが、（仮称）庄内さくら学園の児童生徒が授業で、頻繁に（仮称）南部コラボセンターを利用する機会がなければ、有効に機能するも何も、デッキの存在意義すら疑われかねないと思います。あらためて、具体的なデッキの活用法や活用頻度などを教育委員会としっかりと検討、議論をして頂き、費用対効果を考え、デッキが本当に必要か再考すべきと意見しておきます。

【特殊詐欺被害防止について】

（質問）

特殊詐欺被害防止に関する予算額及びその内容を詳しく教えてください。

＜答弁＞

予算は、大阪府消費者行政強化補助金及び推進事業補助金を活用し、８８６万円を計上しております。

内容は、被害防止シールや自動録音機などによる電話機対策、敬老の集いなどで配布する啓発ちらしや自治会向けポスターに係る経費等でございます。

（質問）

決算審査で、意識啓発だけでなく、物理的、機械的な対策にも力を入れてはどうかと提案、要望しました。それに対し、早速、高齢者世帯に電話機に設置する録音機の無料配布を開始して頂いたことは高く評価するとともに、感謝しています。配布に対する反応や効果について、どのように評価されているのか、見解をお聞かせください。

＜答弁＞

「詐欺被害の多さや巧妙な手口に驚いた。録音機を配布してもらえて安心できた」など、多くの高齢者の皆さんに感謝して頂くとともに、電話機対策の必要性を十分に理解して頂き、注意喚起の徹底が図れたものと考えております。

効果については、録音機から流れる警告音声と録音機能により、詐欺犯人の執拗な電話が止み、被害防止に効果的であると考えております。

その一方で、「操作法が高齢者には難しい」などのご意見も頂いて

おりますので、今月から、配布した方に、取付状況や効果について聞き取り調査を始めております。

(意見・要望)

引き続き、配布した方々の反応や、実際の効果について調査、検証をして頂きたいと思います。また、録音機をもらって安心される方も中にはおられるでしょうから、しっかりと取付けて頂き、未然防止につながるように、配布した方に対する取付状況の確認も要望しておきます。また、決算委員会でも要望しましたが、出前講座などで、特殊詐欺についてお話される際には、参加者の方々に録音機能や留守番電話機能等の対策を実施済みか否か、随時確認するようにして頂き、物理的対策の実施率を高めていくよう努めて頂きたいと思います。市の様々な施策により、特殊詐欺被害件数や被害金額が減っていくことを強く期待しておきます。

【就職氷河期世代に対する就労支援について】

(質問)

就職氷河期世代に対する就労支援について、これまでどのような取組みをされてきたのか、また、来年度、予定されている事業について、教えてください。

<答弁>

就職氷河期世代への支援につきましては、職務遂行能力や職業経験が不足していることに加え、心身の状況、経済面など就労以前の環境調整が必要なケースが多いことから、医療や福祉サービス等の関係機関と連携を図りながら就労支援を実施しております。

来年度の事業については、地域企業の協力のもと、若者を対象に企業見学会やミニインターンシップを通じて採用マッチングを行う「仕事と出合おう with とよなか」の対象年齢を40歳代へも拡大し、就職氷河期世代の雇用に協力頂ける企業の開拓を行う予定です。

(意見・要望)

自治体の就職氷河期世代に限定した職員採用が取り上げられることがしばしばありますが、雇用数でも、継続性の面でも、自治体職員としての採用よりも、民間企業の採用の方がポテンシャル（潜在力）は大きいと思います。これまでの就労支援事業の中で、就職氷河期世代への支援もされてきて、実績も上がってきていると思いますし、さらに来年度から対象年齢を40歳代へも拡大し、就職氷河期世代の就労マッチングに取り組まれるとのことですので、大いに期待しておきます。また、広報戦略課や魅力創造課等

とも連携して、豊中市の就職氷河期世代への就労支援施策がより幅広く周知されることを期待しておきます。

【マイナンバーカードの普及促進について】

【コンビニでの各種証明書の発行手数料について】

(質問)

来年度のマイナンバーカードの普及促進に関する予算額を教えてください。さらに、現時点でのマイナンバーカード普及率と来年度末での普及率の目標値を教えてください。

<答弁>

来年度の予算額につきましては、委託料2406万5856円、人件費858万260円、役務費504万円です。次に、令和2年1月末現在の普及率は16.1%、また来年度の目標値は30%です。

(質問)

コンビニで各種証明書を発行した場合、1件当たり100円の割引が受けられますが、来年度のコンビニでの発行手数料の割引に係る予算額を教えてください。

<答弁>

令和2年度におけるコンビニ交付に係る手数料は1454万円の歳入を見込んでいます。

(質問)

マイナンバーカードの普及率がなかなか高まらないのは、社会的ニーズがそれほどないことが要因で、社会的ニーズが高まれば、自ずと高まるのではないかと考えますが、見解をお聞かせ下さい。そうであれば、わざわざ、予算をかけて普及促進をしなくても良いのではないかと考えますが、市の見解をお聞かせ下さい。マイナンバーカードの普及率が高まらなると市にとって何らかのデメリットがあるのかも合わせて教えてください。

<答弁>

今年度、国が策定した「デジタル・ガバメント実行計画」において、「マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進」が示されています。取組みの一環として、令和2年度にはマイナンバーカードを活用した消費活性化策が予定されています。また、マイナンバーカードの健康保険証と

しての利用に向けた調整を図っているとも聞き及んでいます。

これらのサービスを利用するためにはマイナンバーカードの所持が前提となり、本市と致しましても、全ての市民への適切なサービス提供の観点から、普及促進等の円滑な取得環境の整備が必要と考えております。